

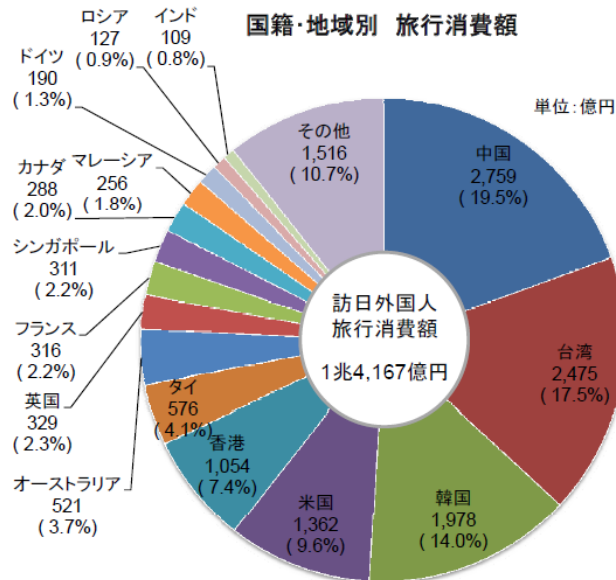
**有名観光地名の冒認商標登録、相変わらず
 ～中韓台にて北海道関連の商標を調査～**

先日来、釧路（KUSHIRO）や十勝（TOKACHI）が韓国で商標登録・登録直前の公告中であるとのニュースが話題になっています。

著名な地名等のフリーライド商標は、以前から問題となっており、関係する自治体などでも調査を行っているようですが、発見してからの対応では、期限的な制限もあり、非常に苦慮しているものと思われます。

東日本大震災の発生した 2011 には大きく落ち込んだものの、外国人観光客の訪日は増加傾向にあり、距離的にも近い東アジア圏の国・地域からは数回目の来日という観光客にとっては、買い物や温泉、グルメ、テーマパーク等のレジャー目的のほかに、自国では体験できないパウダースノーや寿司、人気ドラマや映画のロケ地めぐりなどを楽しむため、北海道を訪問する方が多いようです。

訪日外国人消費動向調査結果及び分析（観光庁 平成 25 年年次報告書）によると、中国、台湾、韓国からの訪日観光客は消費額ベースで全体の過半数を占めるようになっています。



同年次報告書によれば、北海道は観光・レジャー目的で訪日した方が訪問する割合の都道府県別集計では、東京や大阪といった大都市、京都や千葉（ディズニーランド等）の観光地について、これら3つの国・地域でも上位になっています。

【全体】

1位	東京都	43.2
2位	大阪府	30.2
3位	京都府	24.9
4位	福岡県	14.1
5位	北海道	12.1
6位	千葉県	11.1
7位	神奈川県	10.3
8位	大分県	7.7
9位	山梨県	7.4
10位	愛知県	6.9

【韓国】

1位	福岡県	34.5
2位	大阪府	26.9
3位	大分県	19.6
4位	東京都	17.9
5位	熊本県	13.3
6位	京都府	13.0
7位	北海道	10.3
8位	兵庫県	7.0
9位	長崎県	5.3
10位	奈良県	4.6
10位	沖縄県	4.6

【台湾】

1位	東京都	35.0
2位	大阪府	24.2
3位	京都府	21.0
4位	千葉県	15.2
5位	北海道	13.0
6位	福岡県	10.2
7位	神奈川県	8.9
8位	兵庫県	8.9
9位	熊本県	7.3
10位	長野県	6.7
10位	愛知県	6.7

【中国】

1位	東京都	68.0
2位	大阪府	61.9
3位	京都府	44.2
4位	神奈川県	27.1
5位	山梨県	24.7
6位	千葉県	24.0
7位	北海道	13.2
8位	兵庫県	8.0
9位	奈良県	7.4
10位	静岡県	5.3

また、JTB 総合研究所が平成 25 年に行った韓国・台湾の訪日観光客が次回の訪問先として希望する都市などを調査したところ、北海道は上位にランクインしています。

<韓国>

次回、日本で特に行ってみたい場所(地名)

	全体(n=584)		1回目(n=239)		2回目(n=120)		3~4回目(n=127)		5回目以上(n=98)	
1位	東京	15.1%	東京	19.2%	東京	15.8%	大阪	14.2%	沖縄	18.4%
2位	大阪	12.3%	大阪	15.9%	北海道	13.3%	東京	13.4%	北海道	12.2%
3位	北海道	11.8%	北海道	12.1%	沖縄	11.7%	沖縄	11.0%	札幌	11.2%
4位	沖縄	10.6%	札幌	7.5%	札幌	10.0%	札幌	9.4%	大阪	8.2%
5位	札幌	9.1%	京都	7.1%	大阪	6.7%	北海道	9.4%	東京	6.1%
6位	京都	5.7%	沖縄	6.7%	九州	5.8%	福岡	7.9%	京都	4.1%
7位	福岡	4.5%	福岡	4.2%	京都	3.3%	京都	6.3%	福岡	4.1%
8位	九州	2.2%	名古屋	2.1%	名古屋	3.3%	ディズニーランド	3.1%	※	
9位	温泉	1.5%	ディズニーランド	1.3%	温泉	2.5%	富士山	3.1%		
10位	富士山	1.5%	九州	1.3%	箱根	2.5%	温泉	2.4%		

(※回答者 1 人のため割愛)

<台湾>

次回、日本で特に行ってみたい場所(地名)

	全体(n=616)		1回目(n=277)		2回目(n=136)		3~4回目(n=135)		5回目以上(n=68)	
1位	北海道	33.3%	北海道	34.7%	北海道	27.2%	北海道	37.0%	北海道	32.4%
2位	東京	19.5%	東京	18.8%	東京	16.2%	東京	20.7%	東京	26.5%
3位	京都	13.5%	京都	15.5%	京都	14.7%	京都	10.4%	京都	8.8%
4位	大阪	7.1%	大阪	7.9%	大阪	8.1%	大阪	7.4%	沖縄	5.9%
5位	沖縄	3.6%	沖縄	2.9%	沖縄	5.9%	札幌	3.7%	※	
6位	名古屋	2.8%	九州	2.5%	名古屋	2.9%	名古屋	3.0%		
7位	ディズニーランド	2.4%	名古屋	2.5%	黒部	2.2%	ディズニーランド	2.2%		
8位	九州	1.8%	ディズニーランド	2.2%	立山	2.2%				
9位	神戸	1.1%	神戸	1.4%			※			
10位	黒部	1.0%	箱根	1.4%	※					

(※回答者1人のため割愛)

そこで、今回は東アジア諸国での北海道関連の商標を調査してみました。ただし、中国については非常に数が多いので、「北海道」或いは「HOKKAIDO」を対象としています。

今回、問題となった釧路、十勝だけでなく、小樽(寿司?)、夕張(メロン?)、余市(映画ロケ地?)などで現地出願人による商標出願事例が確認され、「利尻」は登録されていました。

(詳細は、リストをご参照ください。)

今回、登録前の公告期間中であった「十勝」に関しては、異議申立等の手続きが検討されているようですが、韓国では権利が付与される前に異議申立が可能ですが、公告から2カ月以内となっています。

<参考：韓国商標法の関係部抜粋>

第25条(商標登録異議申立)

①出願公告があるときには、誰でも出願公告日から2ヶ月以内に第23条第1項各号及び第48条第1項第2号・第4号のいずれか一つに該当するということを理由に特許庁長に商標登録異議申立をすることができる。

②商標登録の異議申立をしようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標登録異議申立人の氏名と住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)

1の2. 代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2. 商標登録異議申立の対象

4. 商標登録異議申立事項
5. 商標登録異議申立の理由及び必要な証拠の表示

第 26 条 (商標登録異議申立の理由等の補正)

第 25 条第 1 項の規定によって商標登録異議申立をした者(以下、“異議申立人”という。)は、商標登録異議申立期間の経過後 30 日以内に商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第 27 条 (商標登録異議申立に対する決定)

- ①審査官は、商標登録異議申立があるときには、商標登録異議申立書の副本を出願人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機かを与えなければならない。
- ②審査官は、第 26 条の規定による期間及び第 1 項の規定による期間経過後に商標登録異議申立に関して決定をしなければならない。
- ③異議申立人がその理由若しくは証拠を提出しなかった場合には、第 1 項の規定にかかわらず第 26 条の規定による期間経過後に決定をもって商標登録異議申立を却下することができる。
- ④商標登録異議申立に対する決定は書面をもって行わなければならない。その理由を付さなければならない。
- ⑤特許庁長は、第 2 項の決定があるときには、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。
- ⑥商標登録異議申立に対する決定に対しては、不服することができない。
- ⑦第 4 項の規定によって決定理由を付するにおいて 2 以上の指定商品に対する決定理由が異なる場合には、商品ごとに決定理由を付さなければならない。

上記の条文訳の出典は、知財よろずや広告でお馴染みの崔達龍国際特許法律事務所 (<http://www.choipat.com/>) です。

因みに台湾や中国でも、審査によって拒絶理由が見つからない場合、登録商標として公告され、この公告から 3 ヶ月以内に、異議理由がある場合には誰でも台湾智慧財産局に異議の申し立てができます。

<参考：台湾商標法の関係部抜粋>

第 48 条 商標の登録が第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 3 項の規定する情況に違反する場合、何人も、商標登録公告日後 3 ヶ月以内に、商標主務官庁に対して異議を申し立てることができる。

前項の異議申立ては、登録商標の使用を指定する一部の商品又は役務についてこれを行う

ことができる。

異議申立ては1登録商標ごとにそれぞれ個別に申請しなければならない。

第 49 条 異議を申し立てる者は、事実及び理由を明記した異議申立書に副本を添えなければならない。異議申立書に添付書類がある場合、副本にもそれを添付しなければならない。商標主務官庁は、異議申立書を商標権者に送達し、期限を定めて答弁させなければならない。商標権者が答弁書を提出した場合、商標主務官庁は答弁書を異議申立人に送達し、期限を定めて意見を陳述させなければならない。

前項の規定により提出された答弁書又は陳述意見書によって、手続が遅滞するおそれがある場合、又はその事証がすでに明確なものである場合、商標主務官庁は相手方に答弁又は陳述意見を通知せずに、審理を進めることができる。

第 50 条 異議申立てに係る商標の登録に違法の事由があるか否かは、第 106 条第 1 項及び第 3 項の規定を除き、その登録公告時の規定による。

第 51 条 商標に対する異議申立て案件は、原案件を審査したことの無い審査官が審査しなければならない。

第 52 条 異議申立ての手続が進行中に、異議申立てを受けた商標権が移転しても、異議申立て手続は影響を受けない。

前項の商標権譲受人は異議申立てを受けた者の地位を引き継ぐことを表明して、異議申立て手続を続行することができる。

第 53 条 異議申立て人は異議審決前にその異議申立てを取り下げることができる。

異議申立て人は異議申立てを取り下げた場合、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って、再度、異議申立て又は無効審判請求を提出することはできない。

第 54 条 異議申立て案件について、異議申立てが成立した場合、その登録を取り消さなければならない。

第 55 条 前条の取消しの事由が、登録商標が使用を指定する一部の商品又は役務にある場合、該部分の商品又は役務についてのみ、その登録を取り消すことができる。

第 56 条 異議が確定後の登録商標については、何人も、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って、無効審判を請求することはできない。

<参考：中国商標法の関係部抜粋>

第 10 条 次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの

県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有する場合、又は団体標章、証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標として既に登録された商標は引き続き有効である。

第 16 条 商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。前段落に述べた地理的表示とは、当該商品の原産地、その特有の品質、名声又は主に同地域の自然的若しくは文化的要因によって決定されるその他の特徴を表わす標識をいう。

第 31 条 商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

第 41 条 登録された商標が第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反しているか、又は詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは、商標局は当該登録商標を取り消す。その他如何なる組織又は個人も、商標評審委員会にそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。

登録された商標が第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 31 条の規定に違反しているときは、当該商標の登録日から 5 年以内に、他の商標所有者又は関係当事者は、商標評審委員会にその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。悪意による著名商標の登録の場合、その真の所有者に対しては 5 年間の制限はない。

前 2 段落に定めた状況のほか、既に登録された商標について係争があるときは、当事者は当該商標の登録許可日から 5 年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。商標評審委員会は裁定請求を受理した後、関係当事者に通知し、かつ、指定の期間内に答弁させなければならない。

台湾及び中国条文の出典：特許庁 外国産業財産権制度情報

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/shouhyou.pdf>

こうしたトラブルを未然に防ぐには、防衛的な意味合いも含めて適切に商標を出願。権利化するための戦略を構築するとともに、短い期限での異議申立に対応できるよう、定期的に調査・情報収集する体制を整備することが重要です。

発明推進協会では、業務経験や内外ネットワークを活かした IP コンサルティングサービスを通じて、海外進出される企業等に対し定期的な調査・分析・翻訳・資料取寄せ等々きめ細かくサポートしております。

韓国における北海道地名関連商標

都市名	出願日	出願番号	公告日	公告番号	登録日	登録番号	出願人	区分	標章	ステータス
小樽市	2007.11.16	4120070030159	2008.09.12	4120080055419			김연미	43		放棄
釧路市	2010.12.01	4120100030818	2011.11.02	4120110080090	2012.02.06	4102258710000	한부호	43	KUSHIRO	登録
夕張市	1996.11.14	4019960050840	1998.04.06	4019980009562			하이콘테크주식회사	3(韓国分類)	유바리 YUBARI	取下
千歳市	2012.03.05	4120120007242					김태영	43	CHITOSE	拒絶
釧路市阿寒	2014.07.25	4520140005857					김종각	39;25	AKAN	出願
帯広市十勝	2014.02.26	4020140012796	2014.09.12	4020140083715			유재균	30;29	TOKACHI	公告
余市郡余市	2011.07.07	4020110037041	2012.02.28	4020120012579	2012.07.23	4009282360000	주식회사 유콘	25		登録
	2013.06.21	4020130041151	2014.05.08	4020140040674	2014.08.12	4010530600000	정상호	28		登録
	2014.09.17	4020140062091					정상호	18		出願
利尻郡利尻	2010.08.10	4020100041250	2011.06.09	4020110038302	2011.10.14	4008850820000	주식회사 필코인터내셔널	3	 利尻 Rīshīrī	登録

台湾における北海道地名関連商標

都市名	出願日	出願番号	登録公告日	登録番号	出願人	商標種別	区分	名称	専用期限
札幌市	1994/10/6	83062471	1995/9/1	698341	新施樂企業有限公司	商標	7	Sapporo	
	1994/7/12	83046097	1995/3/16	76275	寶笙貿易有限公司	商標(原服務標章)	8	SAPPORO	
釧路市	1989/9/9	78041610	1990/6/1	482812	天天食品貿易股份有限公司	商標	25	釧路	2000/4/30
	2000/8/25	89702762	2001/11/1	963183	得威貿易有限公司	商標	12	KUSHIRO	2021/9/30
小樽市	1999/12/31	88066309	2001/3/16	138082	鄭名宏	商標(原服務標章)	35	小樽	2011/2/15
	1999/10/13	88050291	2001/2/1	923539	林坤山	商標	30	小樽	2020/12/31
	1999/10/13	88050290	2001/10/16	129625	林坤山	商標(原服務標章)	42	小樽	2020/9/15
千歳市	2003/5/26	92033654	2004/8/1	1114117	甘瓏實業有限公司	商標	30	千歳	2014/7/31
	2003/5/26	92033646	2004/2/16	1086560	甘寶生物科技有限公司	商標	30	千歳	2024/2/15
	1992/10/28	81053643	1993/5/16	594102	農友種苗股份有限公司	商標	31	千歳	2003/4/15
富良野市	2010/5/6	99021206	2010/12/16	1445510	吳太宗	商標	25;28	FURANO	2020/12/15

中国における北海道(HOKKAIDO)商標

出願番号/登録番号	出願人	区分	名称
7855317	广州市润亮化妆品有限公司	3	北海道
G957495	ROKKO BUTTER KABUSHIKI KAISHA(DOING BUSINESS AS ROKKO BUTTER CO.,LTD.)	29	北海道
8507975	福州道和润滑油有限公司	4	北海道
12891590	上海聪尚餐饮有限公司	43	北海道
3971410	吴立新	9	北海道
4063756	陈晓燕	43	北海道
8731023	靳立华	30	北海道
8731025	靳立华	43	北海道
6343642	余小华	29	北海道
6791707	哈尔滨必丽生物科技发展有限公司	30	北海道
7172056	汤运莉	5	北海道
7620484	乐清市圣罗兰实业有限公司	44	北海道
8736328	美乐迪安株式会社	29	北海道
8674886	南京舜昌石化有限公司	4	北海道 BHD
12399472	社团法人北海道贸易物产振兴会	43	北海道 COME IN HOKKAIDO
12399473	社团法人北海道贸易物产振兴会	33	北海道 COME IN HOKKAIDO
12399474	社团法人北海道贸易物产振兴会	32	北海道 COME IN HOKKAIDO
12399475	社团法人北海道贸易物产振兴会	31	北海道 COME IN HOKKAIDO
12399476	社团法人北海道贸易物产振兴会	30	北海道 COME IN HOKKAIDO
12399477	社团法人北海道贸易物产振兴会	29	北海道 COME IN HOKKAIDO
7866553	田晶晶	25	北海道 HOKKAIDO
10751277	徐强	43	北海道 HOKKAIDO
G1126448	COOL HEADED PTY LTD	32	北海道 HOKKAIDO BEER
7348869	绍兴市袍江振亚渔具厂	28	北海道 ZHEJIANG SHAOXING
10758180	徐强	35	北海道 炭烧烤鱼餐厅 HOKKAIDO
5219534	吴铁生	2	北海道;HKD
5197107	吴铁生	16	北海道;HKD
6517146	显扬有限公司	43	北海道;HOKKAIDO
3512241	三宝乐持株株式会社	32	北海道の味
10279467	北京味多美食品有限责任公司	30	北海道之恋
3730209	徐桂清	44	北海道之春
6522308	北海道北欧农场	29	北海道北欧农场
6522238	北海道北欧农场	30	北海道北欧农场
7390016	石狩水产品(上海)有限公司	35	北海道味覚 HOKKAIDO FOODS
10821126	捷司特国际股份有限公司	3	北海道恋人
3730216	蒋祖玉	29	北海道恋人
3730217	蒋祖玉	30	北海道恋人
8531911	掬水轩食品股份有限公司	30	北海道恋人 掬水轩 LOVERS OF HOKKAIDO
9933080	北海道時計台恩达普莱兹株式会社	42	北海道時計台恩达普莱兹株式会社

中国における北海道(HOKKAIDO)商標

出願番号/登録番号	出願人	区分	名称
9929541	北海道時計台恩达普莱兹株式会社	35	北海道時計台恩达普莱兹株式会社
9933068	北海道時計台恩达普莱兹株式会社	38	北海道時計台恩达普莱兹株式会社
14157784	海盐俞氏鼎鑫电器厂	11	北海道櫻花
10369982	广东中山市樱雪厨卫有限公司	11	北海道櫻花
12031553	广东中山市樱雪厨卫有限公司	11	北海道櫻花
11330357	上海千岁医疗器械科技有限公司	32	北海道樽
7041566	清水裕一	29	北海道海刺参
5826558	林汉高	30	北海道漁村;HOKKAIDO FISHING
14871806	ALC股份有限公司	25	北海道狼 C.L.HATTAIWOLF
6549970	奥尻总业有限公司	32	北海道神源山泉;SHINGENN WATER
7109581	空知株式会社	30	北海道空知
6928143	胜田(福清)食品有限公司	31	北海道贡品
6928145	胜田(福清)食品有限公司	30	北海道贡品
6928147	胜田(福清)食品有限公司	29	北海道贡品
6522309	北海道北欧农场	29	北海道鄂霍次克农场
6522239	北海道北欧农场	30	北海道鄂霍次克农场
5856060	姚晓东	36	北海道银行
6907187	张学乐	36	北海道银行
7218233	株式会社北海道银行	36	北海道银行 HOKKAIDO BANK
13248610	香港中恒贸易有限公司	31	HOKKAIDO
3923710	重庆北海道健身休闲会所有限公司	44	HOKKAIDO
6342875	吉川食品株式会社	30	HOKKAIDO
5392265	李培赞	11	HOKKAIDO
6522307	北海道北欧农场	29	HOKKAIDO OKHOTSK FARM
6522237	北海道北欧农场	30	HOKKAIDO OKHOTSK FARM
6497579	乐清市北海道保健休闲会所有限公司	44	HOKKAIDOFOOT
6556812	北海道葡萄酒株式会社	33	HOKKAIDOWEIN